

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第5回）審議概要

開催日及び場所	平成30年3月20日（火）14時00分～15時10分 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス）	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 牧野 浩一（国立大学法人福井大学 監事）</p> <p>○委員 山川 均（弁護士・公認会計士） 一居 利博（国立大学法人福井大学 総務・財務担当理事） 山内 出（国立大学法人福井大学 監査室長）</p>	
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日	
個別審査案件	11件	<p>○議事</p> <p>(1) 前回議事要旨の確認について</p> <p>(2) 平成29年度上半期の契約に係る審査</p> <p>(3) その他</p>
内訳	8件	
一般競争入札方式	0件	
指名競争入札方式	3件	
随意契約方式		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審議の過程で指摘した書類上の不備については、適切に対応をお願いすることとし、全体としては特に問題なく処理されている。	

平成29年度上半期の契約に係る審査に先立ち、監査室から、審査方法については、委員が抽出した案件にかかる入札執行調書等の資料を事前に委員へ配付していることから、委員会では、当該資料及び各担当者からの概要説明で疑義等がある案件について審議を行うことが説明され、了承された。

続いて、抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、下記のとおり質疑応答が行われた。

**【抽出案件】**

- ① 特殊スラリー環境用 MSE 試験機【一般競争入札】
- ② 福井大学構内緑地保全業務【一般競争入札】
- ③ 画像診断端末 一式のリース【一般競争入札】
- ④ 全身用 X 線 CT 装置移設【一般競争入札】
- ⑤ 福井大学医学部附属病院等清掃【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑥ 重油 JIS 1種1号【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑦ 福井大学文京地区清掃【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑧ 卓上走査電子顕微鏡【随意契約】
- ⑨ 無線式筋電図計測システム【随意契約】
- ⑩ 医療情報用ネットワーク設備【随意契約】
- ⑪ 福井大学（文京）電話幹線更新工事【一般競争入札】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式1. 一般競争入札方式・指名競争入札方式（工事契約以外）について、本法人の定める「1者応札・応募に係る改善方策について」に定められた内容に基づき、改善を図っているか。</li> <li>・ ①は、機種選定か、それとも仕様策定か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①については、等級の拡大を行い、資格要件を緩和したが、結果として1者応札となった。</li> <li>・ ②について、応札業者の他に1社に声かけしている。</li> <li>・ ③については、公告当日について、4社に声かけをしたが、うち2社は取り扱いえない商品であり、他の1社は入札までに準備が整わずに断念し、結果として1者応札となった。</li> <li>・ ④は放射線装置であり、設置業者以外は移設を行うのが難しく、複数声かけを行ったが敬遠され、1者応札となった。</li> <li>・ 仕様策定により契約した。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>②は、低入札であった。国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第25条第2項で、最低価格で入札した者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査しなければならない規定があり、同要項第3項に、その結果について、契約審査委員会に書面で提出し、意見を求めることができる規定されているが、契約審査委員会の意見を求めたか。</li> <li>最低価格で入札した者の入札価格が別に定める基準に該当することとなったときとあるが、別に定める基準とは何のことか。</li> <li>第14条第1項の各号には、「低廉」の文言が繰り返し規定されるが、何に対して低廉なのか。</li> <li>工事契約においては、本法人の規則では500万円未満は随意契約が可能である。当然、競争性の観点からは一般競争入札の方が望ましいが、法人であるので必ずしも国と同じ250万円未満の基準を遵守する必要はないと考える。現状は国に準じて、250万円以上を一般競争入札としているが、理由はあるか。また本法人の規則において、250万円以上は一般競争に付す旨の規定化がなされていないのではないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>意見は求めている。調査結果については、事務局で当該契約の内容に適合した履行がなされると判断した。過去3年間において、同様に低入札による調査を行ったことはあるが、契約審査委員会に意見具申を求めたケースはない。</li> <li>国立大学法人福井大学発注工事請負等契約要項第13条各号に定める基準である。</li> <li>基準価格に対して低廉かどうかということである。</li> <li>国立大学法人福井大学会計規則第26条第4号に、契約に係る予定価格が別に定める基準額を超えないとき、随意契約によることができると規定され、この基準額は、国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第33条で500万円未満であるときと規定されている。つまり、本法人では、500万円以上は競争入札とし、500万円未満は、あくまで随意契約によることができると整理されているものであり、運用と規則上の齟齬はないと考える。なお、本法人の工事契約においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の適用を受け、第三者による委員会等の審議を受け透明性を確保することとされている。本法人の契約監視委員会が設置される以前は、監督省庁である文部科学省が設置する入札監視委員会に審議依頼を行って</li> </ul> |
|--|---|

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省の入札監視委員会への審議を辞退している現状でも国の基準に準じる必要があるのか。他大学でもそのようにしているのか。</li> <li>・ 財務部での検討になるが、どのように取扱うのがよいか検討してはどうか。また規則等の規定の見直しについても検討いただきたい。</li> <li>・ 検討にどの程度かかるか。検討するからには、スケジュール感をしっかり明示していただきたい。</li> <li>・ ③でリースされる画像診断端末は、借入一覧を見るとパソコンやモニターとなっているが特殊な端末なのか。</li> <li>・ ④この企業しか移設できないということであれば随意契約も検討できたのではないか。また、この見積もりに当たって、人工による積算を行っていないが理由はあるか。もし積算ができれば参考見</li> </ul>	<p>いた経緯がある。国の機関である文部科学省の入札監視委員会の審議対象は、施設関係工事は予定価格250万円以上、設計・コンサルタント業務は予定価格100万円以上とされている。平成27年度に本法人契約監視委員会が設置されたことにより、文部科学省入札監視委員会への審議は辞退しているが、本法人の施設関係工事においては、従前通り内部努力行為として、国の基準と同じく250万円以上を入札としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の大きな大学では、学内規則に従って国に準じない取扱いを行っているところもある。</li> <li>・ 検討する。</li> <li>・ 現在、学内では内部統制の仕組みが動き出しており、財務部においても規則等の見直し検討を進めているところであり、現状のスケジュールでは、4月の学内会議等での審議を踏まえ、5月を目途に改正規則の施行に繋げたいと考えており、本件もその検討の中に加えたい。</li> <li>・ 年1回の調整は必要であるが、一般的に販売される端末である。</li> <li>・ 放射線装置は専門的業務であり、単価が用意されておらず、人工による積算ができない。</li> </ul>
--	---

積もりと比較を行い、金額の妥当性について判断できるのではないか。

- ⑥について、予定価格の積算の内容を見ると、福井県の地域性に考慮して市場調査を行っているとのあるが、地域性とは具体的にどういう意味か。
- 重油に関し、現契約書12条に基づき、変更契約を結んでいるが、12条に規定する、天災地変、経済情勢、石油情勢の変動の何に該当するのか。
- 季節変動は、ある程度織り込めるはずなので、理由にしない方がよい。決まった価格を変更するには相応のやむを得ない理由が必要である。また、変更の理由として、「12条に基づき」というような抽象的な表現ではなく、どのように石油情勢が変化したのかというような具体的な理由を付した方がよいのではないか。
- ⑦について、松岡キャンパスでは複数年度契約であるのに対し、文京地区はなぜ単年度契約なのか、経緯も含めて説明いただきたい。

- 重油に限らず、燃油価格は、地域により価格差が見られる。重油に関して、他県の安い金額を基に業者と交渉しても、現実的でないため、近隣病院等から情報を得る市場調査を行っている。
- 今回、豪雪で重油の供給が滞った。福井県の重油は金沢港から運搬される関係で運搬費が付加されている。そういった意味で地域性と表現している。
- 石油情勢の変動である。原油価格の上昇により金額を上げざるを得なくなったということである。需要増により秋口から上昇し、冬場に最も高くなる。また、減産調整等も石油価格に影響を与える。
- 了解した。
- 文京も複数年度契約で公告をかけたが、不調に終わり、平成29年度は、単年度契約で入札を行うこととなった。ただし、官報公告掲載期間を50日必要とすることから7月の入札になり、8月からの契約となった。4月分については、3社の見積もり合わせで最も安価な業者に請け負わせ、5月から7月の清掃は、4月に一般入札を行い、業者を決定した経緯がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文京は人件費が折り合わず,不調となったと聞いているが,松岡は折り合ったのか。</li> <li>• ②の予定価格調書に記載のある最低基準価格と⑤の予定価格調書に基準金額は,根拠規定が同じであることから,同じものを示していると思われるが,どうか。</li> <li>• 確かに同じ事柄なのに,資料を作成する係によって表現が異なるというのは組織的に問題があるので,早急に改善いただきたい。</li> <li>• ⑦の予定価格調書には,基準価格と記載があり,⑩の予定価格調書には,最低基準価格と記載がある。これについても同一のもので表現が異なっているので,統一していただきたい。</li> <li>• ⑩だが,他大学の状況は調査していないのか。</li> <li>• ⑪について,工事と物品の契約を分けた理由について教えていただきたい。</li> <li>• 本法人においては規則等の体系的整備が進められ,要項以下については,要項・基準・申合せの区分に整理された。参考資料として,「随意契約の公表に関する取扱い要領」を示したが,この要領は要項等へ区分変更の見直しを図る必</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 厚生労働省の清掃員の基準単価表を用いて積算し,それに病院特有の「張りつけ」と呼ばれる病棟に係る清掃員の分について時間単位の積算を加えて算出しており,業者見積もりよりも安価に契約できている。</li> <li>• その通りである。表現にばらつきがあるので,以後,統一する。</li> <li>• 了解した。</li> <li>• 他大学についても,調査しているが,本件については回答がいただけなかった。</li> <li>• 電話交換機を扱うメーカーと幹線工事で弱電を扱える業者が一致しないと考えたためである。また,交換機と幹線では耐用年数も異なっていることもある。</li> <li>• 了解した。</li> </ul>
--	---

要がある。またこの要領の第3で規定されている随意契約の公表時期についても、契約締結日の翌日から起算して72日以内に行うこととなっているが、現状ホームページでの公表は必ずしもそうなっていない。規定されているとおり72日以内に公表するか、それが難しいようであれば規定の見直しをすべきである。